

令和2年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年5月25日(月)					
開催場所	日高市生涯学習センター 視聴覚室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時20分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 樋口 成男 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第3	議案第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
日程第4	専決処分の報告について
その他	

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 11 番、12 番にお願いします。

議長

日程第2 議案第16号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第2 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議長

本件について、はじめに6番、申請地のNo.1、No.2の状況について説明をお願いします。

6番

22日に現地を確認してきました。申請地は、女影時計台の交差点を北に入り、400m程進んだ先の交差点を左折します。左折後200m程進むと住宅が並んでいる場所があり、その住宅の先に位置します。現地は、きれいに耕耘してあり、マルチを張ってあるところもありました。

議長

続いて、12番、申請地のNo.5の状況について説明をお願いします。

12番

20日に現地を確認してきました。申請地は、埼玉女子短期大学の西側に位置します。確認した日は雨が降った後で、南側が小高い丘陵になっている関係で、雨水が流れてきている状況も確認できました。現地は、きれいに耕耘してある状態でした。現地確認の際、近隣に住む方と話をしましたが、申請地が耕作されているほうが草も少なくて助かると話していました。また、利用する方がテレビにも出ていた方だと知っているようで、近隣からも評判は良好な感じを受けました。

議長

続いて、事務局より申請地のNo.3、No.4の状況及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、No.5と同じく埼玉女子短期大学の西側に位置します。現地は、No.3、No.4いずれも耕耘後にマルチが張ってある状態でした。

本件については、本年3月の総会において、農地所有適格法人に勤務していた方が就農するという案件がありましたが、その案件と同様となります。

はじめに借受人の経歴について説明します。借受人は、普通科の高校を卒業後、所沢市内のレストランに勤務していました。このレストランに勤務していた時に、レストランへ野菜等を納品していた農地所有適格法人である〇〇〇〇と関わったことで、農業に興味を持つようになったとのことです。これをきっかけとして、平成28年4月から〇〇〇〇にて勤務するようになりました。こだわり環境では農業部門に所属し、日高市内の農地でごまの栽培を専門に従事していました。また、ごま以外にも大根などの露地野菜栽培の経験もあるとのことです。なお、こだわり環境からの従事状況報告書では、年間260日の農業従事となっており、従事状況も良好であったと報告されています。

就農後の計画については、法人で勤務していた時と同様に、ごまを作付する計画としており、作付状況の様子を見ながら、大根などの露地野菜も作付していくとしています。

作付や収穫などの作業につきましては、就労支援事業所と協力して、障がい者と一緒に作業をしていくことを計画しています。

収穫したごまの販路については、こだわり環境の時と同様にパルシステムへ出荷すること、また、個人で通販を予定しています。なお、収穫後、商品として卸せる状態にするため、加工業者に依頼して商品化するとしています。

また、市産業振興課では、どのような人材を就農と認めていくかという基準を検討しています。今回の借受人については、農地所有適格法人に2年以上勤務し、栽培から販路までの経験を有しているため、就農者としていたいの見解です。

議長

只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

4番
事務局

作業場は、どうしていくのですか。

〇〇地内の農業者が使用していたビニールハウスを作業場にできるよう所有者と調整していると聞いています。

13番

作業場の調整について私も関わっており、ビニールハウス2棟を使用できることになっています。

推進委員 4番

借受人は、何歳ですか。

また、7,500㎡の農地だけで、生計を立てていけるのでしょうか。

事務局

年齢は〇歳です。

借受人の収支予測で、販路の状況が今までと同様となる場合、年間〇〇万円程の売上になると見込んでいます。作物が収穫でき、順調に商品化できれば収入を確保できると聞いています。

推進委員 2番

ごまの栽培は、9月頃で終了してしまうので、ごま以外の作付を計画していますか。冬の間は、どういう計画をしているのでしょうか。

また、ごまは、連作障害が起きる作物なので、そのことについても承知しているのでしょうか。

事務局

今回の申請地は、初めて借りる土地で、土の状況等を確認しながらの営農となります。このことから、今年のごま以外の作付を予定していません。埼玉県の就農担当からも、最初にごまを主として、順調に営農が行えるように進めていただきたいとの話もありました。また、連作障害については、法人で勤務していた経験があることから、知識を有していると思います。なお、借受人はトラクターを所有しているとのことで、作付しない時期の農地管理も適正に行えると思います。

12番

トラクターは所有している。また、マルチ張りは、知り合いに頼むことで出来ている。連作障害が気にされているが、最初の1年は売上は心配ないと思います。ただし、この辺りは地下水の水位が高いと思われ、雨が降ると農地に水が溜まる可能性があります。溜まった水を流そうとしても近くに排水

事務局

溝もないため、流す場所もない。地下水の影響で土が柔らかくなり、作物にも影響が出てしまうおそれがあるのではないかと心配しています。

耕作していく上で、支障となることが出てくると思います。就農者には、指導農家が付きますので、営農に関する相談などをしながら耕作をしていただきたいと思います。また、耕作に支障となる場合には、経営地を変更することも方法の一つであると思います。

議長

指導農家をはじめ、委員の皆さんにも支援していただきたいと思います。農業委員会でも支援できるよう、就農者の営農状況を見守っていきたいと思いますので、委員の皆さん、よろしくお願いします。

委員
議長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議長

日程第 3 議案第 17 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程第 3 議案第 17 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

現行の農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、平成 29 年に策定したのですが、この指針において 3 年毎に検証及び見直しを行うとされています。指針には遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進の 3 点について、具体的な目標と推進方法を定めています。

議長

目標の設定と推進方法の内容について、実績値等を参考にいただき、ご審議をお願いします。

只今、事務局より説明がありましたが、指針について、何か質疑、意見がありましたらお願いします。

推進委員 4 番

遊休農地の定義について確認しますが、耕作をしていない保全管理となっている農地は、遊休農地として取扱うのですか。

また、農地中間管理機構について、教えてください。

事務局

保全管理されている農地は、すぐに耕作ができる状態にある農地となりますので、遊休農地には該当しません。荒廃している農地を遊休農地と判断しています。

農地中管理機構は組織の名称であり、農地の貸し借りにおける貸し手と借り手の調整、貸し借りの契約、賃借料の支払管理などを行う組織で、申請人の農地に係る手続き関係の簡素化を図る役割を担っています。これを農地中間管理事業といいます。また、農地を譲りたい、貸したいという意向を持つ

所有者のための制度である農地バンク制度もこの組織が行っており、農地バンクに登録された農地と担い手の調整を行い、農地の有効活用等についても業務を行っています。ただし、実情は、市及び農業委員会が貸し手と借り手の調整を行っています。

8 番

指針の内容については、よろしいと思います。

高麗、高麗川、高萩の3地区では、どこの地区が遊休農地の発生率が高いですか。

事 務 局

明確に割合で示すことはできませんが、高麗川地区が高いと思われます。

8 番

推進方法の一つとして、遊休農地の発生率が高い地区を重点に活動していてもいいと思います。

3 番

指針については、あくまで方針や方法を示すものなので、案の内容でよろしいと思います。詳細な活動内容については、別の場で検討して、活動していけばいいと思います。

議 長

指針について、案の内容でよろしいとの意見がありました。

他に意見等がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑、意見なしと認めます。お諮りします。指針について、原案のとおり決定することで、異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は、原案のとおり決定とします。(案)を消してください。

日程第4 専決処分の報告について

議 長

日程第4 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。